

組 合 報

公告第 8 7 4 号

組合会議員の補欠選挙の執行について

議員辞任に伴う互選議員の補欠選挙を下記により執行しますので、組合会議員選挙執行規程第 3 条に基づき公告いたします。

記

1. 投票の日時

令和 8 年 1 0 月 1 日（木） 9 時～1 6 時

ただし、郵便投票によるものは、選挙当日 1 6 時までに選挙会場に到着したものに限り、有効とする。

2. 開票の日時

令和 8 年 1 0 月 1 日（木） 1 6 時 3 0 分～

3. 選挙会場および選挙すべき互選議員の数

(1) 選挙会場

第 1 区（本部） 北陸電力本店 人事労務部大会議室

(2) 選挙すべき互選議員の数

第 1 区（本部） 1 名（補欠選挙）

4. 選挙および投票の方法

選挙は、単記無記名投票とし、投票方法は次の 2 種類とする。

(1) 直接投票

北陸電力株式会社本店事業所および関係会社に勤務する被保険者は選挙当日選挙会場において投票を行う。

ただし、投票日当日、出張その他の理由により不在のため、投票を行うことができないものは、令和 8 年 9 月 2 8 日（月）および 9 月 2 9 日（火）の両日、それぞれ 9 時から 1 7 時までに本部事務局において不在者投票を行う。

(2) 郵便による投票

前項 (1) の直接投票以外の北陸電力株式会社本店事業所および関係会社に勤務する被保険者（館外勤務の出向者を含む）は、郵便による投票を行う。

5. 立候補の届出

互選議員として、このたびの選挙に立候補するものは、所属の選挙長に申し出て、「組合会議員候補者届」および「組合会議員候補者推薦届」の用紙の交付を受け、本公告掲示日から 9 月 2 1 日（月）1 2 時までに届け出るものとする。

6. 選挙長の指名

第1区（本部） 平田 秀也（北陸電力㈱人事労務部安全健康推進チーム）

7. 郵便投票用紙の送付

郵便投票用紙は、選挙長から当該事業所あてに別途送付する。

8. その他

- ・議員候補者の数が選挙すべき互選議員の数を超えない場合は、投票を行わず、当該議員候補者をもって当選人とする。

- ・選挙運動ならびに選挙会の実施事項については、次の方法で行う。

(1) 選挙運動

- a. 選挙運動を許されるものは、立候補を支持する当組合被保険者に限る。
- b. 選挙運動は、職場内で行うことを原則とする。
- c. 選挙運動は、互選議員としての政策を訴えることを原則とし、個人を中傷、誹謗してはならない。

(2) 選挙会の実施事項

- a. 選挙会は、選挙期間中1回以上公報を発行し、立候補者氏名、年齢、健康保険組合における経歴、主義主張、抱負を掲載する。
- b. 公報の形式は、立候補者数を勘案の上選挙会が決定するものとし、その選挙区の被保険者全員に配布する。
- c. 公報に掲載する主義主張は、立候補者一人について1,200字(標題を含めて400字詰め原稿用紙3枚)以内とする。
- d. 選挙用の個人ポスターの規格は、A4判として会社掲示場所に掲示するものとし、枚数は、会社掲示場所に応じた枚数を限度とする。
- e. 公示用スローガンは、立候補者1人につき50字以内のものとする。

以 上

令和8年9月11日
北陸電力健康保険組合
理事長 井沢 聡